

# 山口県報

平成24年  
3月16日  
(金曜日)

## 目次

告示	一
山口県土地利用基本計画の変更の公表(地域政策課)	一
救急病院の認定(地域医療推進室)	一
家畜伝染病予防法第五条第一項の規定による家畜の検査の実施(畜産振興課)	一
家畜伝染病予防法第六条第一項の規定による家畜の注射の実施(畜産振興課)	四
保安林指定の解除(美祢市)(森林整備課)	五
道路の区域の変更(道路整備課)	五
道路の供用の開始(道路整備課)	六
周南都市計画道路事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	六
公告	六
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(二件)(県民生活課)	六
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	七
基本測量の実施(監理課)	七
基本測量の実施の終了(監理課)	八
公安委告示	八
警備員等の検定の実施	八
雑報	八
争議行為の通知	一〇

### 山口県告示第六十九号

国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第一項の規定により定めた山



山口県土地利用基本計画を変更したので、次の要領により公表する。

平成二十四年三月十六日

山口県知事 二井 関成

#### 一 計画の変更の内容

##### (一) 変更の要旨

山口県土地利用基本計画図のうち、都市地域、農業地域及び森林地域の一部を変更した。

##### (二) 変更に係る市町の区域

下関市、光市、長門市及び山陽小野田市の区域

##### (三) 変更の詳細

縦覧に供する変更後の山口県土地利用基本計画図のとおり

#### 二 縦覧の場所

山口県地域振興部地域政策課及び関係市役所

### 山口県告示第七十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十四年三月十六日

山口県知事 二井 関成

名称	所在地	認定が効力を有する期限
独立行政法人国立病院機構 下関市長府外浦町一番一号 機構 専門医療センター	下関市長府外浦町一番一号	平成二七、四、一四
岩国市立錦中央病院	岩国市錦町広瀬一〇七二の一	三、一九
岩国市立美和病院	美和町洪前一七七六	〃

### 山口県告示第七十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について検査を受けることを命ずる。

平成二十四年三月十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 牛のブルセラ病検査
- (一) 目的  
牛のブルセラ病の発生を予防するため
- (二) 区域  
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲  
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの  
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛  
3 1及び2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの  
4 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛
- (四) 期日  
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで
- (五) 検査の方法  
急速凝集反応法
- 二 牛の結核病検査
- (一) 目的  
牛の結核病の発生を予防するため
- (二) 区域  
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲  
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛  
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛  
3 1及び2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの  
4 受精卵の採取の用に供する雌牛  
5 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛
- (四) 期日  
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで
- (五) 検査の方法  
ツベルクリン皮内注射法
- 三 牛のヨーネ病検査
- (一) 目的

- 牛のヨーネ病の発生を予防するため
- (二) 区域  
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲  
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの  
2 1に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの  
3 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛
- (四) 期日  
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで
- (五) 検査の方法  
酵素免疫測定法(エライザ法)  
伝達性海綿状脳症検査
- 四 伝達性海綿状脳症検査
- (一) 目的  
伝達性海綿状脳症の発生の状況等を把握するため
- (二) 区域  
山口県全域(萩市見島を除く。)
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲  
1 月齢又は推定月齢が満二十四月以上で死亡した牛の死体  
2 月齢又は推定月齢が満十二月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体
- (四) 期日  
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで
- (五) 検査の方法  
1 牛の死体にあつては酵素免疫測定法(エライザ法)  
2 めん羊、山羊及び1による検査の反応が陰性でない牛の死体にあつてはウエスタンプロット法による検査及び免疫組織化学的検査
- 五 馬伝染性貧血検査
- (一) 目的  
馬伝染性貧血の発生を予防するため
- (二) 区域  
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲  
馬の全部(平成二十年四月一日以降に検査を受けた馬を除く。)

- (四) 期日  
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで
- (五) 検査の方法  
寒天ゲル内沈降反応検査
- 六 馬インフルエンザ検査
  - (一) 目的  
馬インフルエンザの発生を予防するため
  - (二) 区域  
山口県全域
  - (三) 対象となる家畜の種類及び範囲  
飼養している馬で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
  - (四) 期日  
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで
  - (五) 検査の方法  
簡易抗原検査
- 七 豚コレラ検査
  - (一) 目的  
豚コレラの発生を予防するため
  - (二) 区域  
山口県全域
  - (三) 対象となる家畜の種類及び範囲  
家畜防疫員が検査の必要があると認める豚
  - (四) 期日  
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで
  - (五) 検査の方法  
酵素免疫測定法(エライザ法)
- 八 豚のオーエスキー病検査
  - (一) 目的  
豚のオーエスキー病の発生を予防するため
  - (二) 区域  
山口県全域
  - (三) 対象となる家畜の種類及び範囲  
飼育している豚で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
  - 2 繁殖の用に供する豚

- 3 繁殖の用に供し、又は肥育する目的で県外から移入した豚(清浄段階の地域(その地域内で飼育しているいずれの豚等(豚及びいのししをいう。以下同じ。)に対してもオーエスキー病の予防注射を実施しておらず、かつ、その地域内において豚等を飼育している全ての農場において毎年二回以上B検査(オーエスキー病の検査であつて、農場で飼育している豚等の数が、二十二頭以下である場合にあつてはその全部を、二十三頭以上四十九頭以下である場合にあつては十二頭を、五十頭以上九十九頭以下である場合にあつては二十六頭を、百頭以上二百頭以下である場合にあつては二十七頭を、二百一頭以上九百九十九頭以下である場合にあつては二十八頭を、千頭以上である場合にあつては二十九頭を、それぞれ無作為に抽出して行うものをいう。)を実施し、又は毎年一回以上C検査(オーエスキー病の検査であつて、農場で飼育している豚等の数が、三十五頭以下である場合にあつてはその全部を、三十六頭以上四十九頭以下である場合にあつては三十五頭を、五十頭以上九十九頭以下である場合にあつては四十五頭を、百頭以上二百頭以下である場合にあつては五十一頭を、二百一頭以上九百九十九頭以下である場合にあつては五十八頭を、千頭以上である場合にあつては五十九頭を、それぞれ無作為に抽出して行うものをいう。以下同じ。)を実施し、その結果、オーエスキー病の野外抗体について陽性であると認められる豚等が一年以上確認されていない地域をいう。)から移入したもの又はC検査を実施し、その結果、オーエスキー病の抗体について陽性であると認められる豚等が確認されていない農場から移入したものを除く。)
  - (四) 期日  
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで
  - (五) 検査の方法  
ラテックス凝集反応法
- 九 鶏の高病原性鳥インフルエンザ
  - (一) 目的  
鶏の高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため
  - (二) 区域  
山口県全域
  - (三) 対象となる家畜の種類及び範囲  
飼養している鶏で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
  - (四) 期日  
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで
  - (五) 検査の方法

血清抗体検査(家畜防疫員が必要があると認める鶏にあつては、血清抗体検査及びウイルス分離検査)

十 家きんサルモネラ感染症検査及びマイコプラズマ・ガリセプチカム検査

(一) 目的

家きんサルモネラ感染症及び鶏マイコプラズマ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

種卵を採取し、又は採取する目的で飼育している鶏で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

(四) 期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

急速凝集反応法

十一 腐蛆病検査

(一) 目的

腐蛆病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

1 蜜蜂の全部

2 転飼しようとする蜜蜂

(四) 期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

肉眼検査

### 山口県告示第七十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について注射を受けることを命ずる。

平成二十四年三月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 牛流行熱予防注射及びイバラキ病予防注射

(一) 目的

牛流行熱及びイバラキ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

1 牛流行熱 前年度に注射を受けた牛にあつては筋肉一回注射

前年度に注射を受けていない牛にあつては筋肉二回注射

2 イバラキ病 皮下一回注射

二 牛流行熱・イバラキ病混合予防注射

(一) 目的

牛流行熱及びイバラキ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

前年度に注射を受けた牛にあつては筋肉一回注射

前年度に注射を受けていない牛にあつては筋肉二回注射

三 牛伝染性鼻気管炎予防注射

(一) 目的

牛伝染性鼻気管炎の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

(五) 注射の方法  
筋肉一回注射

四 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢粘膜炎・牛パラインフルエンザ混合予防注射  
(一) 目的  
牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢・粘膜炎及び牛パラインフルエンザの発生を予防するため

(二) 区域  
山口県全域  
(三) 対象となる家畜の種類及び範囲  
家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日  
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで  
(五) 注射の方法  
筋肉一回注射

五 牛の炭疽<sup>そ</sup>予防注射  
(一) 目的  
牛の炭疽<sup>そ</sup>の発生を予防するため

(二) 区域  
山口県全域  
(三) 対象となる家畜の種類及び範囲  
家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日  
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで  
(五) 注射の方法  
皮下一回注射

六 豚の流行性脳炎予防注射  
(一) 目的  
豚の流行性脳炎の発生を予防するため

(二) 区域  
山口県全域  
(三) 対象となる家畜の種類及び範囲  
繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している豚  
(四) 期日  
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

(五) 注射の方法  
越夏豚にあつては皮下一回注射  
未越夏豚にあつては皮下二回注射

**山口県告示第七十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十四年三月十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
美祢市伊佐町堀越字井手ケ迫一五七三の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由  
公園用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

**山口県告示第七十四号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十四年三月十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十六日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 一般国道  
路線名 四九一号  
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考

区間	長門市油谷河原字東森七九三の一地 先から 同市油谷河原字東坂根七七四の六地 先まで 及び 長門市油谷河原字東坂根七七四の六 地先から 同市油谷河原字東磯七六三の地先まで 同市油谷河原字東磯七六三の地先まで 同市油谷河原字東磯七六三の地先まで		
	新	旧	
道路の種類 路線名 道路の区域	最狭 二・九・八〇	最狭 二・五・〇〇	最狭 四・〇〇
	二・六八・三	二・一七三・六	二・三〇九・二 及び 二・一七三・六
備考	道路改良工事の完了による	ダブルウェイ	

区間	長門市油谷河原字東森七九三の一地 先から 同市油谷河原字東磯七六三の地先まで		
	新	旧	旧新別
道路の種類 路線名 道路の区域	最狭 二・九・八〇	最狭 五・四・二〇	敷地の幅員 (メートル)
	二・六八・三	二・九三八・〇	延 (メートル)長
備考	一般国道四九一 号の道路の区域 (重用)	道路改良工事の 完了による 一般国道四九一 号の道路の区域 (重用)	

山口県告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成二十四年三月十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十六日

山口県知事 二井 関成

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四九一号	長門市油谷河原字東森七九三の一地先から 同市油谷河原字東磯七六三の地先まで	平成二十四年三月 二十一日

山口県告示第七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、周南都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十四年三月十六日

山口県知事 二井 関成

一 施行者の名称

周南市

二 都市計画事業の種類及び名称

周南都市計画道路事業七・七・三百五北部五号線

三 事業施行期間

平成元年十月二十四日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

周南市大字徳山



(七九) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十四年四月二十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年三月十六日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十四年二月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 山口栄養サポートネットワーク

代表者の氏名 山下 智省

三 主たる事務所の所在地

下関市上新地町三丁目三番八号

三 定款に記載された目的



山口県内の医療施設あるいは介護施設の関係者及び入院患者等に対して、栄養管理に関する正しい知識と技術の習得、普及に関する事業を行い、地域医療の向上に寄与すること。

(八〇) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十四年四月二十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年三月十六日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十四年二月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 周防海の幸

代表者の氏名 中本 善登

主たる事務所の所在地 大島郡周防大島町大字西安下庄一〇五〇番地の一〇

三 定款に記載された目的

まちづくりの観点から、地域住民に対して新たなビジネス開発に関する事業を行い、地域経済の発展に寄与すること。

(八一) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十四年三月十六日から同年七月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年三月十六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コジマNEW山口宇部空港店  
所在地 宇部市東見初町五二五の二二六

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コジマ 住 所 代表者の氏名  
株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号 寺崎 悦男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	株式会社コジマ	小島 章利	寺崎 悦男

四 届出年月日

平成二十四年三月五日

五 変更年月日

平成二十二年二月十六日

(八二) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十四年三月十六日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

基本測量(精密地形調査)

二 作業の地域

防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、大島郡周防大島町並びに熊毛郡上関町、田布施町及び平生町

三 作業の期間

平成二十四年三月十四日から平成二十五年三月三十一日まで

(八三) 基本測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省  
国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十四年三月十六日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

基本測量(一等磁気測量)

二 作業の地域

萩市

三 作業の期間

平成二十三年六月十日から平成二十四年二月二十九日まで

一 作業の種類

基本測量(ジオイド測量)

二 作業の地域

山口市、岩国市、柳井市、玖珂郡和木町並びに熊毛郡上関町及び平生町

三 作業の期間

平成二十三年十二月一日から平成二十四年二月二十九日まで



山口県公安委員会告示第八号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二十三条第一項の規定により、警備員等  
の検定を次のとおり実施する。

平成二十四年三月十六日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種 別 級 受検定員

交通誘導警備業務 一級 二十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日 時 平成二十四年六月十九日(火曜日)の午前十時から正午まで

場 所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日 時 平成二十四年七月二十一日(土曜日)

場 所 山口市仁保下郷一四五番地

山口県警察学校

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に

住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であつて、次のいずれかに該

当する者であること。

(一) 交通誘導警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、

当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上である

もの

(二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十四年四月十六日(月曜日)から同月二十日(金曜日)までの午前八時三十

分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るも

のとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その

者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員

にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明す

る書面

3 三の(一)に該当する者にあつては、交通誘導警備業務二級の検定に係る合格証明

書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書



4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚  
受検手数料

七

一万四千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 警笛は、受検当日各自持参すること。

(二) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(三) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種別 級 受検定員

交通誘導警備業務 二級 二十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時 平成二十四年六月十九日(火曜日)の午前十時から正午まで  
場所 山口市滝町一番一号  
山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 平成二十四年七月七日(土曜日)  
場所 山口市仁保下郷一四五九番地  
山口県警察学校

三 受検資格

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。  
山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十四年四月十六日(月曜日)から同月二十日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで  
なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面  
2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万四千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 警笛は、受検当日各自持参すること。

(二) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(三) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。



争議行為の通知

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山口赤十字病院労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成二十四年三月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 事件

(一) 諸手当の改善の要求に関する件

(二) 労働条件の改善の要求に関する件

二 日時

平成二十四年三月十六日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所

総合病院山口赤十字病院において山口赤十字病院労働組合に所属する組合員が従事する全職場

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。